

写

平成 29 年 6 月 30 日

栃木県知事 福田 富一 様

塩谷町民指定廃棄物最終処分場反対同盟会

会 長 君 島 勝 美

指定廃棄物一時保管場所の強固化及び農業系副産物の減容化・安定化による集約の処理促進に向けての栃木県から環境省への働きかけのお願いについて

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 30 日に栃木県における指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地として『寺島入国有林』が選定されてから、まもなく 3 年を迎えようとしています。

その間、指定廃棄物最終処分場問題を取り巻く状況は大きく変化をしており、塩谷町においては、平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨により詳細調査候補地が冠水したため、同年 12 月 7 日に指定廃棄物最終処分場詳細調査候補地の選定結果を町民の総意として環境省に返上いたしました。

さらに、現在の 5 県の状況を見ますと、宮城県においては、栗原市、大和町、加美町の 3 市町が候補地返上を表明し、このことを受け環境省は宮城県の意向を尊重し、県内で放射線量が 8,000 Bq/kg 以下の廃棄物処理の一定の方向性が出るまでは最終処分場候補地の選定作業を見合わせている状況であります。

千葉県においては、候補地に指定された千葉市が、市内で保管していた指定廃棄物の放射線量が 8,000 Bq/kg 以下となったため指定解除をしたことから、指定廃棄物がなくなり、市民の理解が得られないとして、詳細調査の受け入れ拒否を表明しております。柏市などの他市町においてもボックスカルバートやコンクリートボックスによる現状保管場所の強固化などが進んでおります。

また、茨城県、群馬県については、環境省は、県内1カ所の最終処分場の建設の方針は変えてはいないものの、必要に応じ保管方法を強固化しての現状保管の継続、指定解除の仕組み等を活用しながら、段階的に既存の処分場で処理する、いわゆる『現地保管継続・段階的処理』の考え方に移行し、事実上の最終処分場建設の断念とも言える環境省の処理方針の見直しがありました。

これらは環境省が主管する第9回指定廃棄物等処分等有識者会議において、一時保管の強固化、農林業系副産物の減容化・安定化及び8,000 Bq/kg以下の指定廃棄物の処理についての検討がなされたことに因を發しております。

その内容は、指定廃棄物の一時保管が長期化していることから、住民の更なる安全の確保、保管者の負担軽減をするため、必要に応じ保管の強化、遮蔽の徹底を行うなど、一時保管場所を強固化するとしています。

さらには、農林業系副産物については、乾燥、圧縮、堆肥化、炭化等をするなど減容化・安定化をした後、一時保管を強固化するとしています。

知事は、先の定例記者会見で、『農家等の一時保管者の負担軽減が喫緊の問題であるとして、農家の思いを集約し、それを踏まえて、当該市町の長と協議をしながら、その先の解決の道筋を探るという段階に移行したい、また、国は、保管市町などの関係者との協議に向けて、地域の実情に応じた負担軽減策の検討を進めるとともに、農家の意向について個別確認をしているので、集約や減容化などの負担軽減策について、市町と一体となって知恵を絞りたい。』と発言をしております。

この発言は、この問題の解決に向けてのひとつの高い階段を上る大きな一歩であり、大英断であると当会では評価させていただいております。まして指定廃棄物を一切発生させておらず、たまたま他市から買い受けた牧草が指定廃棄物に指定されたために、詳細調査候補地に選定された本町にとっては、そういったことも加味して対応いただけるという希望を抱きました。

現在、本県において環境省は、濃度の再測定結果を受け、農家等の保管者の負担軽減の対策を講じたいとしており、具体的には、既存の処理施設での通常処理や、中間処理による減容化や集約化などについて、国の責任において、各市町及び関係者と協議したいとの方針を打ち出しております。

しかしながら、環境省はそのような発言をし、保管者の負担軽減を重視する処理方針であることを認識しながらも、栃木県においては、県内1カ所集約の方針を優先しようとする『最終処分場ありき』の態度を変えておりません。

本町民に対してのダイレクトメール送付や議会議員・行政区長や各種団体の長宅等への戸別訪問、更には地元新聞やラジオ・テレビ・インターネット等のマスメディアを使って広告を掲載するなど、本町にプレッシャーをかけているのが実情であります。

つきましては、このような状況を踏まえ、貴職が常々言われております近年の異常気象による突風、竜巻、大雨等の自然災害による県民の不安解消や農家等の一時保管者の負担を軽減するために、環境省に対しまして、一時保管の強固化、併せて、中間処理による減容化や集約化に向けての働きかけについて、下記のとおり要望させていただきますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

記

- 1 一時保管が長期化している中で、環境省に早急に各市町の意見集約をしていただき、速やかに保管者の負担軽減に向けての施策実施を具現化していただきたい。
- 2 第8回栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議（H28.10.17開催）においては代理等の出席者が多くみられました。県全体として考える問題としながらも、市町間の温度差が感じられましたので、3月に実施した栃木県農業系指定廃棄物保管市町担当部課長会議のような、農業系指定廃棄物保管市町（4市3町）の会議を環境省の主催で開催して、環境省が栃木県の課題としている農業系指定廃棄物の処理について、公式な場で調整していただきたい。
- 3 この問題は『塩谷町だけの問題ではない栃木県全体の問題である』という認識をお持ちいただき、県内首長の考えに温度差が出ないような議論ができる場を創設していただきたい。国が示している『我が事、丸ごと』の事業推進の意識を持っていただき、この問題を栃木県が抱える『我が事』として考えていただきたい。